岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金 申請要領(省エネ設備導入事業)

令和7年4月 岐阜県 環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課

0. はじめに

本要領は、「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入)交付要綱」 を対象としたものです。「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金**(再エネ設備導入事業)**」の申請要領とは異なりますのでご注意ください。

1. 事業の目的

エネルギー価格高騰への対応、さらには 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、事業者は、効果的な省エネ対策による恒久的な取組が急務ですが、これらの設備投資には多額の費用が必要となります。

そこで、省エネ効果の高い設備を支援することにより、県内事業者の脱炭素化とエネルギーコスト低減を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業

エネルギー利用の効率化が図られる設備を導入する事業

3. 補助対象事業〔交付要綱第3条〕

補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件をいずれも満たす者です。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業等であること(個人事業主にあっては、青色申告者に限る。)。
- (2) 年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1以上の事業所を有する中小企業者である場合は、みなし大企業でないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。
- (4) 補助対象事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められるものであること(直近の決算において債務超過でないこと。)。
- (5) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者となっていること。
- (6) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者ではなく補助事業者が中小企業等であること。

各定義は下記のとおり。

<中小企業者>

中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者

<中小企業等>

次のいずれかに該当する者をいう。

- 中小企業者
- ② 会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1項第1号に規定する会社に該当しないもので、 前年度又は直近1年間のエネルギー使用量 (原油換算値) が1,500kl 未満の事業所を有す る法人その他の団体(社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NP0法 人)等を除く。)

<中小企業者>

具体的には次の表のとおり。

₩ 1 ₽	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)				
業種	資本金の額または出 資の総額				
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300 人以下			
②卸売業	1億円以下	100 人以下			
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下			
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下			

<みなし大企業>

次のいずれかに該当する企業をいう。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者(資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業者に該当する場合を除く。)
- ② 交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年 平均額が15億円を超える中小企業者

<省エネルギー診断>

省エネルギーに関する専門知識を有する者が事業所を訪問し、当該事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、知事が認めるもの。

4. 補助対象経費〔交付要綱第3条〕

・ 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下表のとおりです。

区分	内容
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付け、既存 設備の撤去等に要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

- ・ 次の経費は補助対象外となります。
 - ① 消費税及び地方消費税相当額
 - ② エネルギー利用の効率化と関係がない機能等の追加(オプション)に係る経費
 - ③ 中古設備の導入に係る経費
 - ④ 内訳が不明瞭な経費

5. 補助事業の要件〔交付要綱第3条〕

・交付申請までに、補助対象事業を実施しようとする事業所等において、<u>省エネルギー</u> <u>診断</u>(補助対象事業の実施年度以前4年度の間に実施したもの)(以下、「省エネ診断」 という。)を受診してください。

「知事が認める省エネ診断]

団体名	令和7年度の事業名	リンク		
(一財) 省エネルギーセンター	省工ネ最適化診断	https://www.shindan-		
		<pre>net. jp/</pre>		

(一社)環境共創イニシアチブ	地域エネルギー利用最適化・省エネル ギー診断拡充事業	https://shoeneshindan.j p/
(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター	地域エネルギー利用最適化・省エネル ギー診断拡充事業	https://gifu- datsutanso.jp/support

- ・ リース契約により補助対象事業を実施する場合は、補助金額相当分をリース料金から 控除してください。
- ・ 補助対象設備は、以下の要件を満たしてください。
 - ① 知事が認める省エネ診断において、「設備投資」や「投資改善」の提案を受けたものであること。(「運用改善」の提案を受けたものに対して事業を実施する場合は、補助対象となりません。)
 - ※ 原則、知事が認める省エネ診断に基づく設備を導入し、その効果を示す事業を 補助対象としますが、当該省エネ診断による提案以上の設備を導入する場合で も、その導入効果の算定根拠を説明できる場合には、補助対象とすることが可 能ですので、申請の際には、事前にご相談ください。
 - ② (設備更新の場合) 更新前後で使用用途が同じであること。
 - ③ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。(既存設備の更新の場合、既存設備を撤去すること。)
 - ④ 中古品でないこと。

6. 補助率・補助限度額・補助金の額〔交付要綱第3条〕

- ・ 補助率及び補助限度額は下記のとおりです。
- ・ 補助金は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額を予算の範囲内で交付します。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

補助率	補助限度額
1/91114	上限:1,000万円(1補助事業者当たりの上限1,000万円)
1/3以下1	下限: 30万円

7. 手続きの流れ

(1) 交付申請

① 申請期間

令和7年4月25日(金)~令和7年5月30日(金)

- ※予算の状況により、追加で募集を行う場合があります。
- ※締め切りごとに審査を行います。

② 提出書類

番号	提出書類名
1	交付申請書 [第1号様式]
2	事業計画書 [別紙1]
3	誓約書 [別紙2]
4	省エネ診断結果(報告書) ※補助対象事業の実施年度以前4年度の間に実施したものが対象となります。
5	導入効果の根拠資料 ・ 別紙1に記載の導入効果の算定根拠がわかる資料を提出してください。
6	県税の納税証明書 (未納の徴収金がないことの証明)
7	登記事項証明書
8	直近の財務諸表の写し
9	見積書 ・ 原則発行後3カ月以内のもの ・ 設備費及び工事費の内訳、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるようにしてください。(内訳が不明瞭な経費は対象外となりますのでご注意ください。) ・ 値引きがある場合は、原則として値引き後の金額を記載してください。(値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているか明示してください。)
10	導入設備のカタログ等 ・ 型番や仕様 (エネルギー消費効率等) が確認できるもの
11	会社概要 ・ 会社案内パンフレット等
12	その他知事が必要と認める書類 ・ (設備更新の場合) 現況設備の状況がわかる写真 ・ (新規導入の場合) 導入予定箇所の現状を示す写真 ・ 口座振込依頼書兼債権者登録(変更) 票 下記より様式をダウンロードの上、提出してください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html ※以前に県に提出したことがあり、その内容(社名、代表者名,口座等)に変更がなければ提出不要です。 ・ リース契約の場合、リース料から補助金相当額が減額されていることがわかるリース料金計算書案及びリース契約書案 ・ 自己所有でない建物等に設備を設置する場合、建物の所有者の承諾書等 ・ (追加評価項目に該当する場合) 実施状況がわかる書類

③ 提出方法

・下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの 件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(申請者名)」としてくだ さい。

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係 c11268@pref.gifu.lg.jp

④ 審査

・ 交付申請書の提出後、県は補助要件を満たすものであるかの審査を行います。 その後、申請額が予算を上回る場合については、下記の点を評価の上、補助対象 事業者を決定します。

<評価項目>

ア:エネルギー削減量

イ:エネルギー削減率

ウ:経費あたりエネルギー削減量

以下の項目に該当する場合には追加の評価を行います。

<追加評価項目(企業取組関連)>

- ・再エネ100宣言 RE Action への参加事業者
- ・SBT (Science Based Targets/科学的根拠に基づく目標) の認定事業者
- ・パートナーシップ構築宣言登録・公表事業者

(2) 事業の実施

- 審査の結果、補助金の交付を決定した場合、交付決定通知書を送付します。
- ・ 交付決定通知書の送付後に、補助事業に着手し、契約・発注等を行ってください。 ※補助事業の着手は、原則、交付決定のあった日以後でなければなりません。や むを得ない事由があり、事前に着手する必要がある場合は、事前着手届を交付 申請書に添付して提出してください。
- ・ 補助対象事業の経費配分の変更をする場合、あらかじめ事業経費配分変更承認申 請書(別記第3号様式)を提出し、承認を受けてください。
- ・ 補助対象事業の内容の変更をする場合、あらかじめ事業内容変更承認申請書(別記 第4号様式)を提出し、承認を受けてください。
- ・ 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難 となった場合は、速やかに県にご相談ください。

(3) 実績報告

- ・ 導入した設備等を検収の上、調達先等に対して支払いが完了した時点をもって、補助対象事業の完了とします。
- ・ 補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を 経過した日又は令和8年2月27日(金)までのいずれか早い日までに、実績報告 書に関係書類を添えて提出してください。

① 提出書類

亚口	1日 山 事 牧 カ
番号	提出書類名
1	実績報告書[第7号様式]
2	事業報告書 [別紙3]
3	補助対象事業の実施状況が確認できる書類 ・導入設備の写真 ※交付申請時と同じアングルから撮った写真としてください。 ・導入設備の型番や台数が確認できる写真
4	支払関係書類 ・発注書(契約書) ・納品書 ・請求書 ・代金の支払いが確認できる書類
5	その他知事が必要と認める書類 ・リース契約の場合、リース料から補助金相当額が減額されていることを証 明できる書類及びリース契約書

② 提出方法

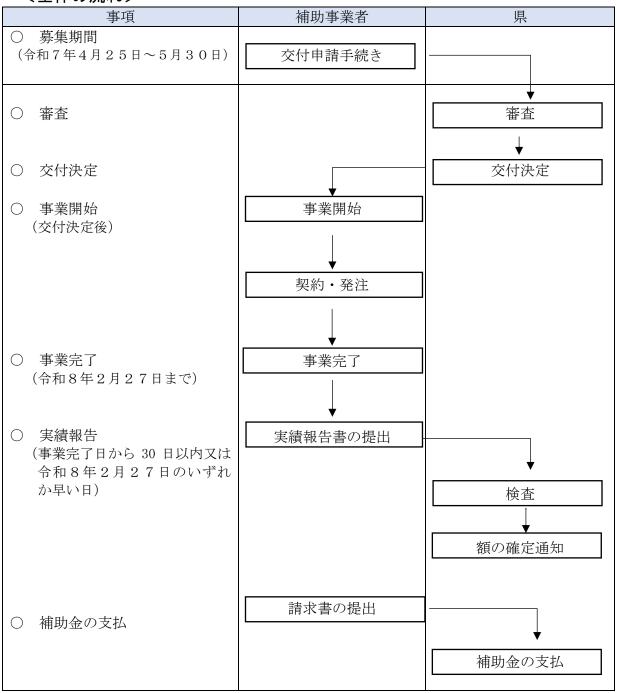
下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(申請者名)」としてください。

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係 c11268@pref.gifu.lg.jp

(4)補助金の額の確定及び支払

- ・ 県は、実績報告書を審査し(必要に応じて現地調査を行い)、報告書の内容が交付 決定の内容及び条件等に適合すると認められた時は、補助金の額の確定を行いま す。その後、補助事業者が提出する補助金交付請求書により補助金を支払います。
- ・ なお、補助金の支払いは、事業完了後の精算払のみとします。(概算払は行いません。)

<全体の流れ>



8. その他留意事項

(1)財産処分の制限

- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加額が50万以上の機械及び器具は処分制限 財産となります。
- ・ 補助事業者は、補助対象事業の完了後、<u>処分制限期間(法定耐用年数)が経過する</u> 前に処分等(譲渡、交換、貸付け、担保に供する)する場合は、あらかじめ県の承 認を受ける必要があります。

(2) 書類の整備等

・ 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後**5年間**保存しなければなりません。

9. 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課 エネルギー係

電話:058-272-8835

電子メール: c11268@pref.gifu.lg.jp

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 千円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 省工ネ診断結果(報告書)
- (4) 導入効果の根拠資料
- (5) 県税の納税証明書
- (6) 登記事項証明書(個人事業主の場合は住民票等)
- (7) 直近の財務諸表
- (8) 見積書
- (9) 導入設備のカタログ等
- (10) 現況写真
- (11) 会社概要
- (12) その他知事が必要と認める書類

別紙1

中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金(省エネ設備導入事業) 事業計画書

(1) 申請者の概要

	申請者名						
±	代表者 役職・氏名						
業	本社所在地						
事業実施者	事業実施場所						
н	資本金の額又は出資の総額		千円		常時使用する従業員数	t	人
	主たる業種 (日本標準産業分類:中分類)	コード		名称		·	
共	名称				•		
共同事業者	代表者役職氏名						
者	本社所在地						
	所属						
担請	役職・氏名						
当に者係る	連絡先	電話番号			E-mail		
Ş	住所(郵送先)		•			•	

(2) 事業内容

(2) 争耒内谷	争未价谷											
事業概要												
事業期間					年 月	日 から	年 月	日 まで				
争未捌旧	※原則、交	※原則、交付決定日以前に着手した事業は補助対象とならないため、記載に当たって注意すること。										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール												
	No		設備区分		メーカー名			型番			数量	
:# 3 =n./#	1											
導入設備	2											
	※適宜行を追加してください。											
	原油換算工	ニネルギー	補具	助事業実施	前(前年度	E)	補助事	事業による	削減量		削減率	
導入効果	使用	使用量				kl/年		kl/年	#DIV/0!		%	
等人 勿未	00044		補具	助事業実施	前(前年度	E)	補助事	業による	削減量	削減率		
	CU2排	C02排出量 ————————————————————————————————————				t-C02/年 t-C02/年 #DIV/0! %			%			
/b → → =\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		省エネ	診断 受診	年月日		年 月 日						
省エネ診断		省エス	外診断 実施	拖機関								

(3) 収支予算

<収フ	\>				(単位:円)		
	経費区分	金額			内訳		
	補助金申請額						
	自己資金						
	その他						
	合計	0					
<支出	₩>				(単位:円)		
	経費区分 金額		*	甫助対象経費	内訳		
	工事費						
	設備費						
	その他 (補助対象外経費)						
	合計	0		0			
	※消費税及び地方消費税は除く	こと。					
<補具	効金交付申請額の算出>						
	補助金交付申請額	0 千円					
	※補助金交付申請額は、補助交	象経費の1/3以内の額(1,000	- 円未満切捨	て) 又は10,000千円の)いずれか低い金額となります。		
※補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3以内の額(1,000円未満切捨て)又は10,000千円のいずれか低い金額となります。							

(4) 企業関連取組状況 (該当する項目に〇を選択し、適宜記入)

1	再エネ100宣言RE Actionに参加している	
'	「O」を選択した場合:ウェブページの URLや実施状況など	
2	SBT (Science Based Targets/科学的根拠に基づく目標) の認定を受けている	
2	「O」を選択した場合:ウェブページの URLや実施状況など	
3	パートナーシップ構築宣言に登録・公表している	
3	「O」を選択した場合: ウェブページの URLや実施状況など	

誓 約 書

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入事業)の交付申請に当たり、下記の内容について、すべて誓約します。

誓約事項を確認し、	チェック	ボック	スにチェッ	クを入	れてく	ださい。
-----------	------	-----	-------	-----	-----	------

① 本補助金の申請書類に記載された内容に虚偽はありません。			
② 要綱第2条第2項に規定するみ	なし大企業に該当しません。		
③ 要綱第4条の欠格事由に該当し	ません。		
④ この誓約が虚偽であり、又はこととなっても、異議は一切申し	の誓約に反したことにより、当方が不利益を被るこ 立てません。		

住所	令和	年	月	日
事業者名				
代表者名				

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 事前着手届

このことについて、下記のとおり交付の決定前に事前着手したいので届け出ます。 なお、交付の決定前に着手するに当たっては、下記2に掲げる事項を遵守します。

記

- 1 事前着手について
 - (1) 着手年月日

年 月 日

(2) 事前着手する必要がある理由

- 2 遵守事項
 - (1) 本件について交付決定がされなかった場合においても、異議を申し立てないこと。
 - (2) 着手から交付決定を受ける日までの間においては、補助対象事業の内容を変更しないこと。

岐阜県知事 様

住 所 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 事業経費配分変更承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 変更の理由 (具体的に記載すること。)
- 2 変更の内容 (変更前と変更後を対比して記載すること。)
- 3 添付書類ア見積書の写し等イその他参考となる書類

岐阜県知事 様

住 所 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 事業内容変更承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 変更の理由 (具体的に記載すること。)
- 2 変更の内容 (変更前と変更後を対比して記載すること。)
- 3 添付書類ア見積書の写し等イその他参考となる書類

岐阜県知事 様

住 所 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 事業中止(廃止)承認申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 事業の中止 (廃止) 理由 (具体的に記載すること。)

岐阜県知事 様

住 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 交付申請取下書

年 月 日 付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金について、下記の理由により、申請の取下げをします。

記

 取下げをする理由 (具体的に記載すること。)

岐阜県知事 様

住 補助事業者の名称 代表者職氏名

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 実績報告書

年 月 日 付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助対象事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額
- (1) 補助対象事業に要した経費 円
- (2) 補助対象経費 円
- (3) 補助金の額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる書類
 - (3) 支払関係書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類

別紙3

中小企業等脱炭素化促進支援事業費補助金(省エネ設備導入事業) 事業報告書

(1) 事業内容

事業内容と実績												
今後の省エネに関する展開(取組計画)												
事業期間		事業開始	台年月日		月	B						
学 术剂间		事業終了	了年月日	月日								
	No		設備区分	メーカー名			型番		数量			
導入設備	1											
等八 政順	2											
	※適宜行を	と追加してく	ください。									
	原油換算エネルギー補助事業実施			前(前年度) 補助事業に。			事業による論	業による削減量			削減率	
使用料				kl/年			kl/年	#DIV/0!		%		
導入効果			補助事業実施前(前年度)			補助事業による削減量			削減率			
C02排出量		t-002										

<収2	\>						(単位:円)
	経費区分		金額				内訳
	補助金申請額						
	自己資金						
	その他						
	合計		()			
<支出	H>						(単位:円)
	経費区分		金額		補助対象経費		内訳
	工事費						
	設備費						
	その他 (補助対象外経費))					
	合計		0			0	
	※消費税及び地方消費税	说は除く:	こと。				
<補助	助金の額の算出> -						
	補助金の額		0	千円			

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

申請者 名称 (代表者)

岐阜県知事

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省エネ設備導入事業) 額の確定通知書

年 月 日 付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則第14条 の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 <u>金</u> 千円

岐阜県知事 様

住 補助事業者の名称 代表者職氏名 発行責任者 担 当 絡

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金(省工ネ設備導入事業) 交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

- 1 請求額 <u>金</u> 千円
- 2 口座振込先

金融機関名及び本(支)店名	
口座名義人 (フリガナ)	
普通、当座預金の別	
口座番号	